

2020年改正の施行について

①公布日施行

DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大

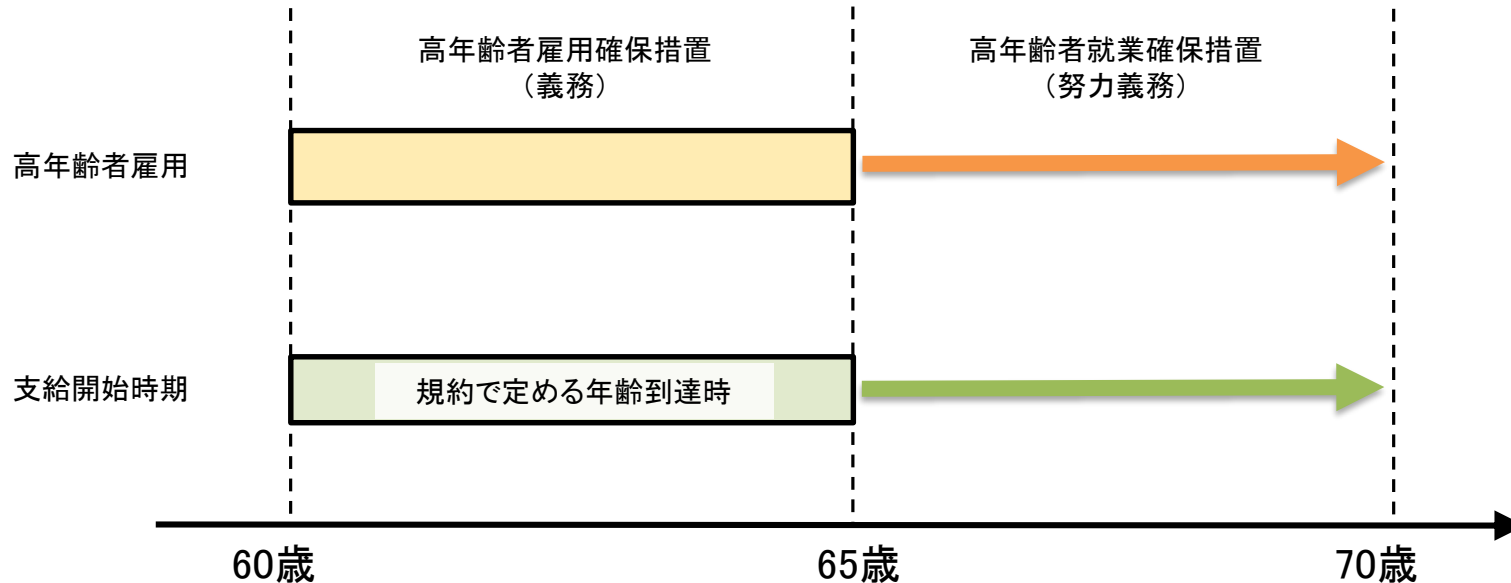
【現行】

- 確定給付企業年金(DB)については、一般的な定年年齢を踏まえ、現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できる。

【見直し内容】

- 企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する。

【高齢者雇用とDBの支給開始時期との関係】



DCの運営管理機関の登録手続の見直し

【現行】

- 運営管理機関の登録を受けようとするときは登録申請書を提出する必要があり、登録事項に変更があったときはその旨を届け出る必要がある。
- 運営管理機関の登録事項には、役員の住所等が含まれている。

【見直し内容】

- 金融機関を監督する類似の業法において、現在は役員の住所等を登録事項から削除していることから、運営管理機関の登録においても登録事項から削除する。

登録事項

運営管理機関の登録を受けようとするときは、次の事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- ①商号、名称及び住所
- ②資本金額
- ③役員の氏名及び住所
- ④営業所の名称及び所在地
- ⑤業務の種類及び方法
- ⑥他に事業を行っているときは、その事業の種類
- ⑦その他主務省令で定める事項として
 - ・役員の兼務状況
 - ・主要株主の商号・住所・持株割合

※登録事項から削除する省令改正を予定(パブリックコメントを経て令和2(2020)年10月施行予定)

iDeCo継続投資教育の企業年金連合会への委託

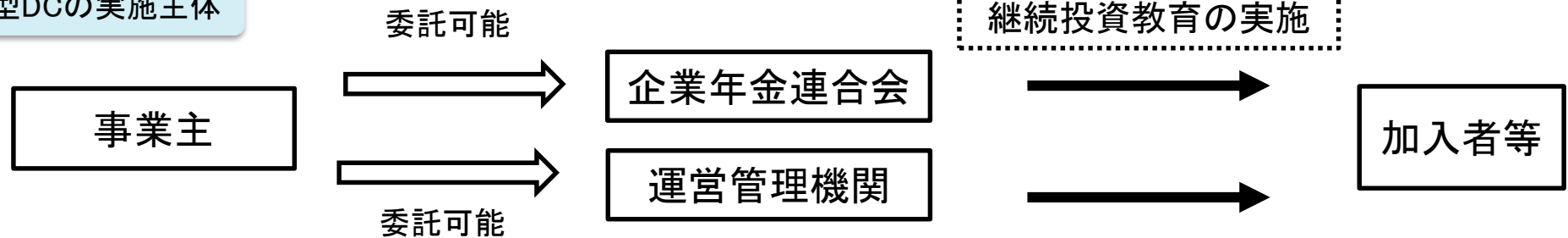
【現行】

- 企業型DCを実施する事業主は、継続投資教育を行うことが努力義務として課されているが、この継続投資教育の実施を企業年金連合会や運営管理機関に委託することができる。
- iDeCoを実施する国民年金基金連合会は、継続投資教育を行うことが努力義務として課されているが、この継続投資教育の実施を運営管理機関には委託できるが、企業年金連合会には委託することができない。

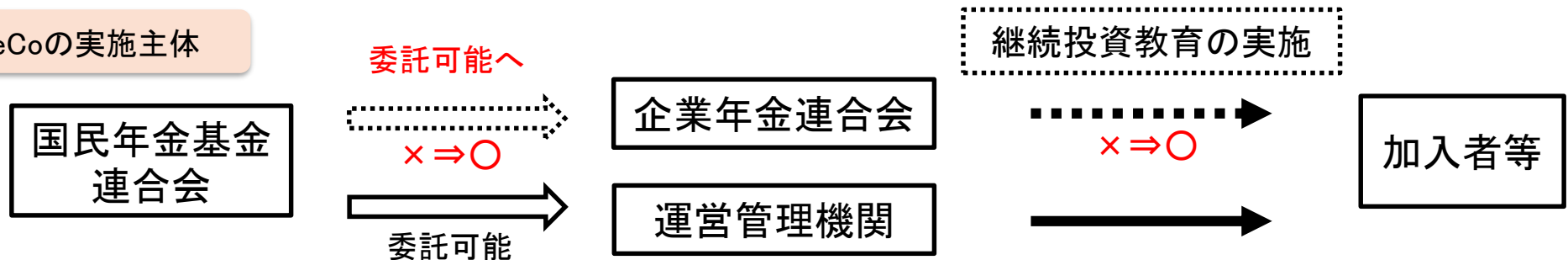
【見直し内容】

- 企業年金連合会が提供するオンライン教材などをiDeCoの加入者等も利用できるようにするなど、効果的な継続投資教育を可能とするため、国民年金基金連合会も企業年金連合会に継続投資教育の実施を委託することができることとする。

企業型DCの実施主体



iDeCoの実施主体



②公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日に施行
(令和2(2020)年10月を予定)

中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大

- 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大する。

<現行>

簡易型DC

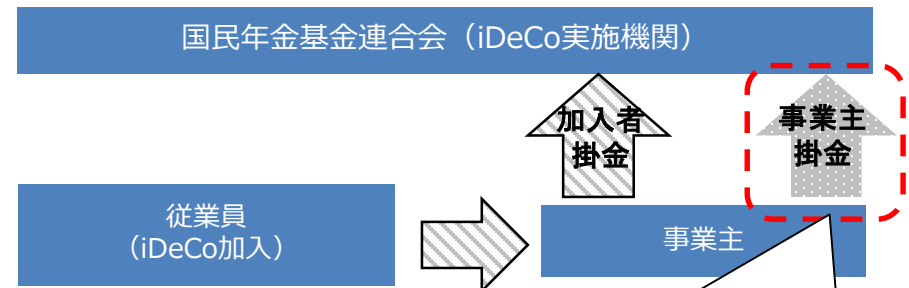
項目	簡易型	通常の企業型
制度の対象者	・適用対象者を厚生年金被保険者全員に固定 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は不可	・厚生年金被保険者 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は可能
拠出額	・定額	・定額、定率、定額+定率のいずれか選択
マッチング拠出	・選択肢は1つでも可	・2つ以上の額から選択
商品提供数	・2本以上35本以下	・3本以上35本以下

制度をパッケージ化することにより、

- ・ 導入時に必要な書類の簡素化
- ・ 規約変更時の承認事項の一部を届出事項に簡素化
- ・ 業務報告書の簡素化

中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員100人以下の事業主 ※従業員とは厚生年金被保険者をいう
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能



【中小事業主掛金納付制度】
加入者掛金に追加で、事業主が掛金拠出

企業型DCの規約変更手続の見直し

【現行】

- 企業型確定拠出年金(企業型DC)と確定給付企業年金(DB)においては、規約変更について労使合意を得てから、厚生労働大臣の承認・認可を受ける必要があるが、その変更が、
 - ・ 軽微である場合は、労使合意が必要だが、届出のみで可
 - ・ 特に軽微である場合は、労使合意が不要で、届出のみで可
 となっている。
- さらに、DBでは軽微な変更の一部は厚生労働大臣への届出が不要であるが、企業型DCでは軽微な変更でも全て届出が必要となっている。

【見直し内容】

- 企業型DCにおいても、DBと同様、軽微な変更の一部は届出を不要とする。

<規約変更手続の一例>

規約変更の 類型	企業型確定拠出年金(企業型DC)		確定給付企業年金(DB)	
	規約変更の事項	手続	規約変更の事項	手続
事業主(所) の名称・住所	事業主(所)の名称及び住所(事業主(所)の増加及び減少に係る場合)	軽微	事業主(所)の名称及び住所	特に軽微
	事業主(所)の名称及び住所(事業主(所)の増加及び減少に係る場合を除く)	特に軽微		
			事業主(所)の名称及び住所(市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る)	特に軽微 <u>届出不要</u>

DBガバナンスの確保

- 確定給付企業年金(DB)のガバナンスの確保に向けて、これまで様々な取組がなされてきたが、DBに義務を課す
 - ① 総合型DB基金の代議員規制(母体組織等が代議員に代わる役割を担っていると判断できる場合を除く。)
 - ② 年金資産20億円超の総合型DB基金におけるAUP(=合意された手続:Agreed upon procedures)等の実施義務化
 - ③ 年金資産100億円以上のDBにおける資産運用委員会の設置義務化
- の3点について、現行どおりの要件で政省令等において規定する。

項目	具体的内容
①総合型DB基金の代議員規制	総合型DB基金については、事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加意識を高めるため、2018(平成30)年10月1日以降の基金設立時又は代議員の任期満了時の選定から、 <ul style="list-style-type: none">① 選定代議員(事業主が選定する代議員)の数は、事業主数の10分の1(事業主数が50を超える場合は50)以上、② その選定の方法は全ての事業主が選定行為に携わる方法によるもの とすること。
②総合型DBにおけるAUP等の実施義務化	総合型DB基金においては、2017(平成29)年度決算以降で年金資産が20億円を超えた決算の翌々年度決算から、公認会計士又は監査法人による「会計監査」か「AUP」を受けることとし、その結果を監事監査に活用して、監事監査の充実・会計の正確性の確保を図ること。
③資産運用委員会の設置義務化	2018(平成30)年4月以降、運用に係る資産の額が100億円以上の場合、資産運用委員会を設置すること。

DB・DCの法令解釈通知の改正

○ 本年10月の施行に伴う法令解釈通知の改正に併せて、加入者資格について同一労働同一賃金ガイドラインを踏まえることを明記するなど、これまでの議論を反映させる。

※下線は改正部分

改正後の確定給付企業年金(DB)の法令解釈通知

第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項

確定給付企業年金の規約の承認又は企業年金基金(以下「基金」という。)の設立認可の基準については、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。以下「法」という。)第5条第1項及び第12条第1項並びに確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第4条及び第7条に規定されているところであるが、次に掲げる事項については、それぞれ次のとおりとすること。

1 加入者とすることについての「一定の資格」の内容

実施事業所の従業員(確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)が加入者となることについて規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は加入者としませんが、当該資格を定めるに当たっては次のとおりとし、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号)の「基本的な考え方」を踏まえること。

- (1)(2) (略)
- (3) 労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合にあっては、加入者の資格を区分(グループ区分)することができること。

改正後の確定拠出年金(DC)の法令解釈通知

第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項

企業型確定拠出年金(以下「企業型年金」という。)の規約の承認基準については、確定拠出年金法(平成13年法律第88号。以下「法」という。)第4条第1項並びに確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号。以下「令」という。)第5条及び第6条に規定されているところであるが、次に掲げる事項については、それぞれ次のとおりとすること。

1. 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」の内容

実施事業所の従業員(企業型年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者をいう。以下同じ。)が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は企業型年金加入者としませんが、当該資格を定めるに当たっては次のとおりとし、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号)の「基本的な考え方」を踏まえること。

- (1)(2) (略)
- (3) 労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合にあっては、企業型年金加入者の資格を区分(グループ区分)することができること。

2. 事業主掛金に関する事項

- (1)(2) (略)
- (3) 労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みについては、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要があること。

(4)～(8) (略)

3. ～11. (略)

第2 中小事業主掛金に関する事項

1. 中小事業主の要件

法第55条第2項第4号の2に規定する中小事業主の要件については、下記のいずれも満たすものであること。

- (1) (略)
- (2) 同一事業主が2以上の厚生年金適用事業所において実施する場合は、全ての厚生年金適用事業所において使用される第一号厚生年金被保険者(法第2条第6項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。)の総数が300人以下であること。

改正後の確定給付企業年金(DB)の法令解釈通知

改正後の確定拠出年金(DC)の法令解釈通知

2. 中小事業主掛金の拠出の対象となる者についての「一定の資格」の内容

法第68条の2第2項中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から③に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

- ①「一定の職種」(略)
- ②「一定の勤続期間」(略)
- ③ 労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合にあっては、加入者の資格を区分(グループ区分)することができること。

3. ・4. (略)

第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

1. ・2. (略)

3. 法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

- (1) (2) (略)
- (3) 具体的な内容
 - ①～③ (略)
 - ④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計
 - ア・イ (略)
 - ウ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、自身が望む老後の生活水準に照らし、公的年金や退職金等を含めてもなお不足する費用(自身が確保しなければならない費用)の考え方
 - エ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、老後の資産形成の計画や運用目標の考え方(リタイア期前後であれば、自身の就労状況の見込み、保有している金融商品、公的年金、退職金等を踏まえた資産形成の計画や運用目標の考え方)
 - オ・カ (略)
- (4) 加入者等に、運用プランモデル(老後までの期間や老後の目標資産額に応じて、どのような金融商品にどの程度の比率で資金を配分するかを例示したモデル)を示す場合にあっては、提示運用方法に元本確保型の運用の方法(令第15条第1項の表の1の項イ若しくはロ、2の項イ、3の項イからホまで、4の項イ又は5の項イの区分に該当する運用の方法を指す。以下同じ。)が含まれるときは、元本確保型のみで運用する方法による運用プランモデルも含め、選定した運用の方法間の比較ができるように工夫し、提示するものとする。

また、退職時期を意識しリスク管理を行うことが一般的であり、老後までに時間がある若年層は比較的风险が取りやすく、老後を間近に控える高年層や資産を取り崩しながら受給する期間はリスクを抑えるといった投資の基本的な考え方を意識付けることが望ましい。

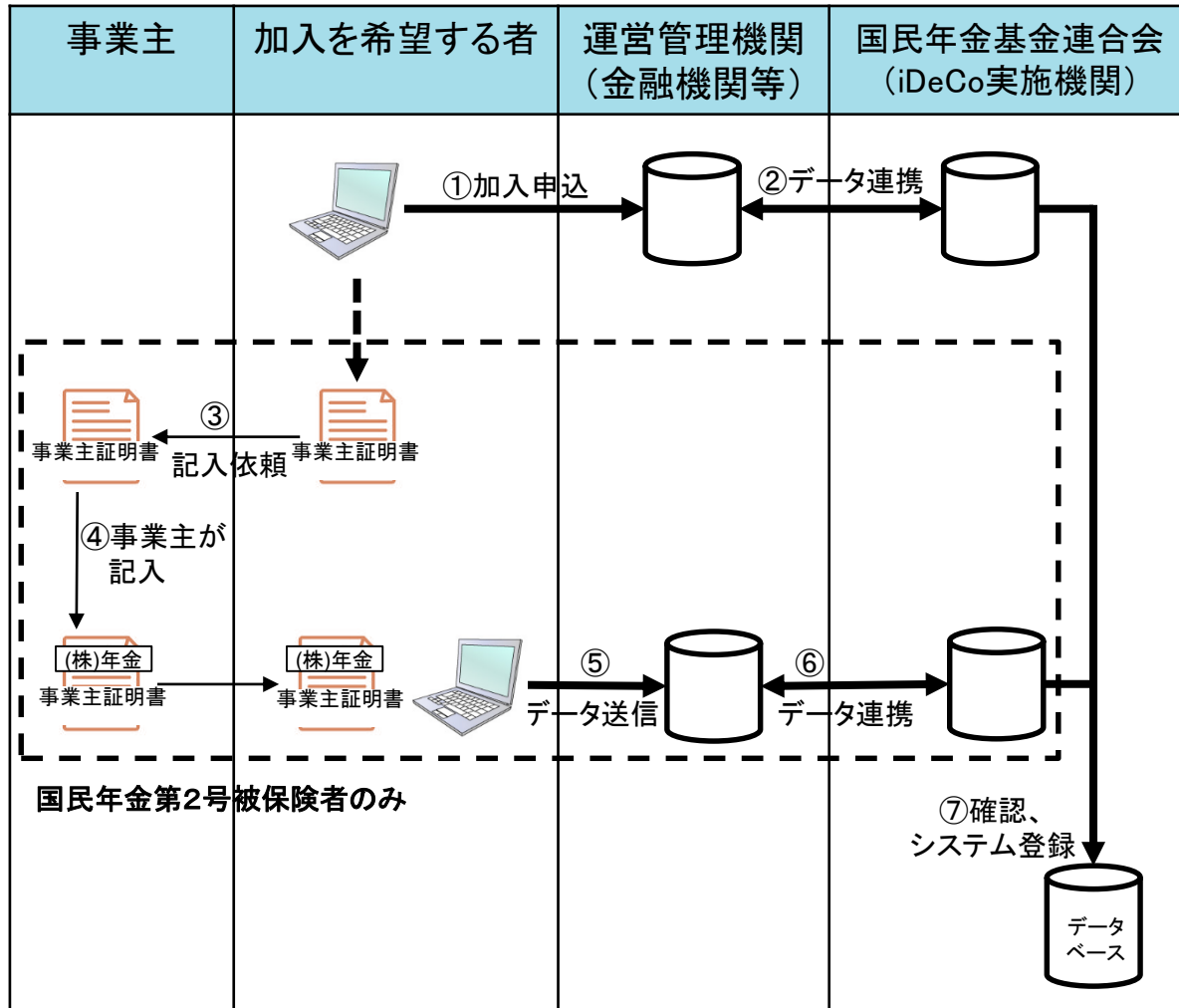
4. ・5. (略)

③令和3(2021)年1月施行
(予定)

iDeCo加入申込み等の手続の見直し

- 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の加入申込みや変更について、現行は紙による手続となっているが、オンラインで行うことを可能とする。(省令改正)
- 運営管理機関ごとに、①現行の紙による手続に加えてオンライン手続に対応、②紙による手続を全面廃止してオンライン手続のみ、③現行どおり紙による手続のみ、を選択することとする。

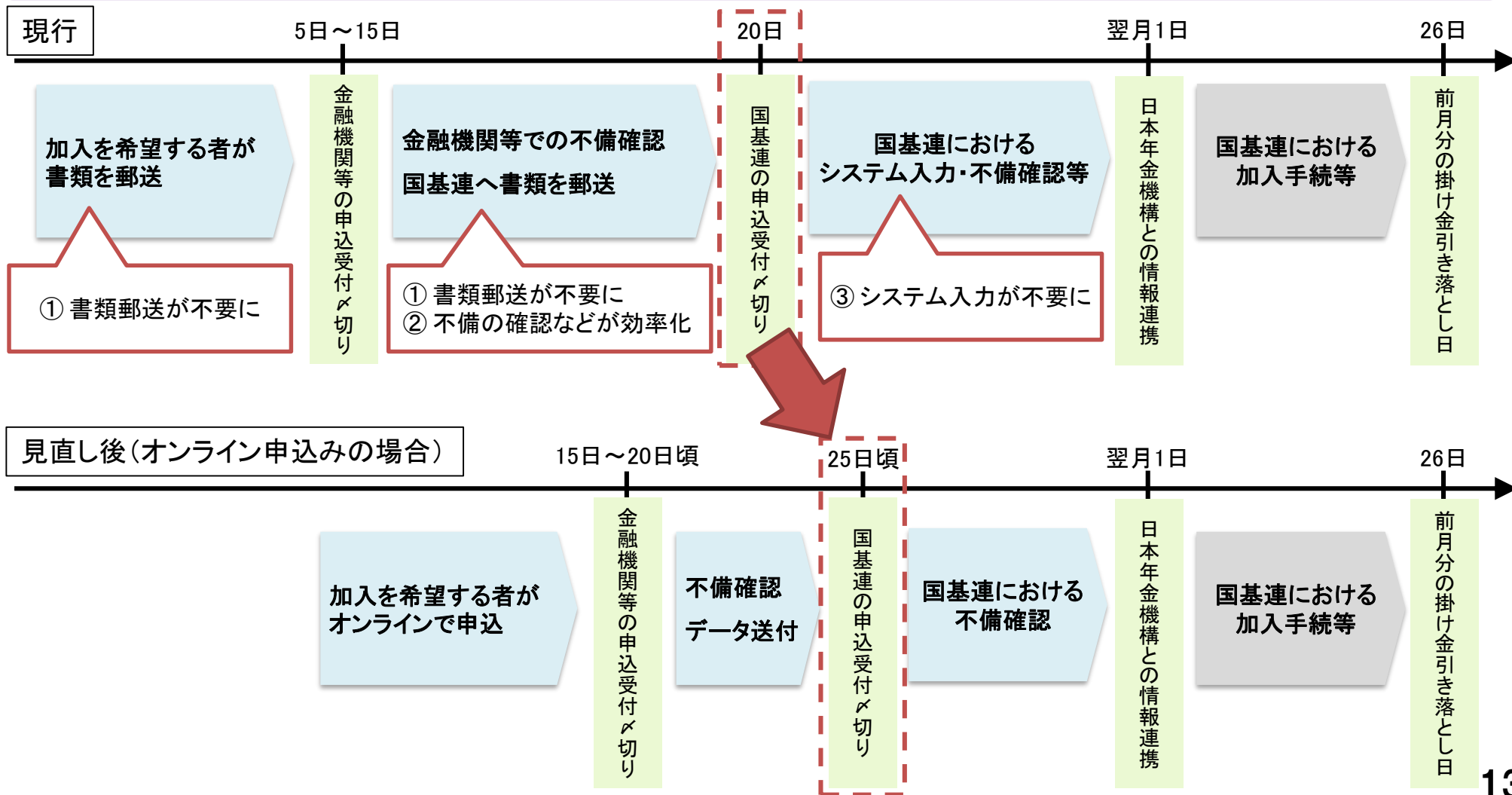
<見直し後の事務・手続の流れ(イメージ)>



- ① 加入を希望する者は、運営管理機関のHPから加入の申込みを行う。
※本人確認(免許証、パスポート、マイナンバーカードを用いた確認等)も行う。
- ② 運営管理機関は国民年金基金連合会に、加入申込者のデータを送信する(国民年金第1号・第3号被保険者の場合)。
- ③ 国民年金第2号被保険者は、運営管理機関のHPから「事業主証明書」をダウンロードし、事業主に記入を依頼する。
- ④ 事業主は、「事業主証明書」を記入する。
- ⑤ 国民年金第2号被保険者は、「事業主証明書」をスマートフォンでの撮影等により電子化し、データを送信する。
- ⑥ 運営管理機関は国民年金基金連合会に、加入申込者のデータを送信する(国民年金第2号被保険者の場合)。
- ⑦ 国民年金基金連合会は、受信したデータを確認の上、加入手続を完了させる。

【参考】iDeCo加入申込み等の手続の見直しによる効果

- 加入申込み等のオンライン化により、①書類の郵送手続が不要になること、②金融機関等における申込書の不備の確認などが効率的になること、③国民年金基金連合会(国基連)におけるシステムへの入力が必要となること、といった効果が見込まれる。
- 加入申込みがオンラインの場合は、国民年金基金連合会における受付期限(毎月20日)を5日程度遅らせることができる見込みとなっている。



【参考】iDeCoにおける手数料

- iDeCoでは、制度の利用に当たって加入者等が以下の手数料を支払う必要がある。手数料には定期的に支払うものと新規加入時等に支払う一時的なものがある。
- 新規加入時に2,829円、新規加入時の手数料以外では、掛金を納付する都度発生する掛金収納等手数料として105円、毎月発生する運営管理機関手数料(運営管理機関ごとに異なる)、事務委託先金融機関手数料として55円又は66円がかかり、これらとは別に資産額に応じた運用商品にかかる手数料(信託報酬等)がある。

	手数料名称	金額	手数料収納機関	手数料の用途
加入時	新規加入時等手数料	2,829円	国民年金基金連合会	個人別管理資産の移受換、資格確認、記録管理、拠出限度額管理
都度	掛金収納等手数料	105円	国民年金基金連合会	口座振替、掛金控除証明書等印刷・送料等
毎月	運営管理機関手数料	運営管理機関ごとに異なる	運営管理機関	・人件費、テナント料、WEB管理、コールセンター運営費等(運用関連運営管理機関) ・記録の保存、資産額等通知経費、運用指図の取りまとめと事務委託先金融機関への通知、給付の裁定(記録関連運営管理機関)
	事務委託先金融機関手数料	55円 又は 66円	事務委託先金融機関	掛金等の積立金の管理、商品の購入、給付金の支払い
還付時	掛金還付手数料	1,048円	国民年金基金連合会	掛金還付
給付時	給付手数料	385円 又は 440円	事務委託先金融機関	送金手数料

(出所)国民年金基金連合会のHPより作成

④令和3(2021)年4月施行

DCにおける中途引き出し(脱退一時金)の改善

【現行】

- 確定拠出年金(DC)については、単なる貯蓄とは異なり老後の所得確保を図るという制度趣旨の下、中途引き出しは原則認められていない。
- ただし、制度に加入できず年金資産を積み増すことができない場合であって、通算の掛金拠出期間が短いこと(3年以下)又は資産額が少額であること等の要件を満たす場合に限り、中途引き出しが例外的に認められている。
- 公的年金では、日本国籍を有しない外国人が外国に帰国するときは、その外国人は、最大で「3年間分」の保険料を基に設定した脱退一時金を受給できることとなっている。確定拠出年金は公的年金の上乗せの年金制度であることに鑑み、この外国人に対する公的年金の脱退一時金とのバランスを考慮して掛金拠出期間が「3年以下」と設定されている。

【見直し内容】

- 公的年金の脱退一時金の支給上限が「政令で定める額(最大5年間分)」とされたため、DCの脱退一時金についても、掛金拠出期間を「3年以下」から「政令で定める期間(5年)以下」とする。

※ 併せて、政令で定める資産額についても今後検討。

給付額の改定手続の見直し

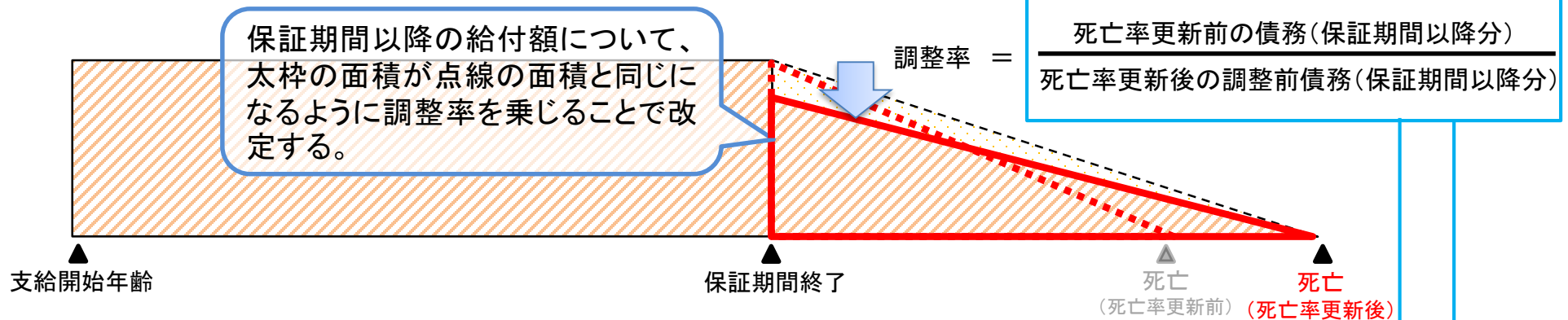
【現行】

- 確定給付型企业年金(DB)は、あらかじめ規約で給付額の改定ルールを定めることができ、年金給付の支給を開始してから一定の期間が経過したときに定率を乗じる方法や金利の変動に合わせて改定する方法が認められている。

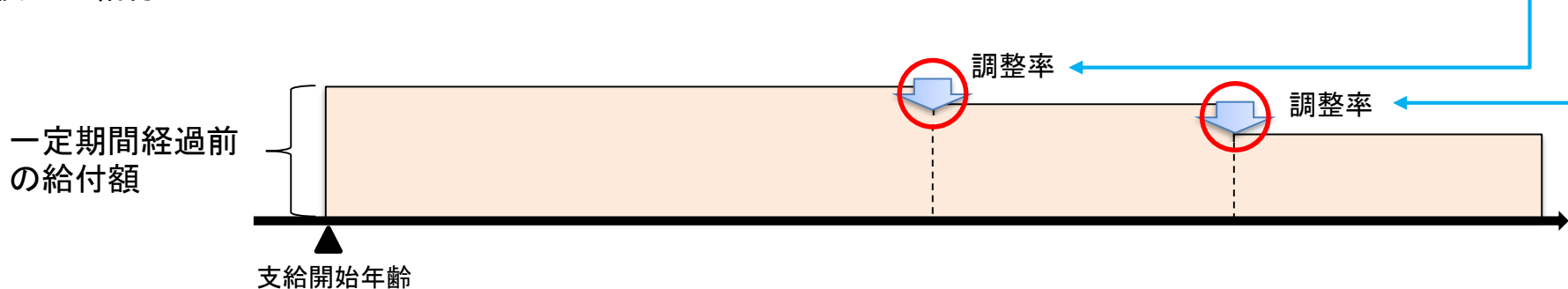
【見直し内容】

- 終身年金の改定ルールの一つとして、あらかじめ規約に定めることで、死亡率の変動による終身年金現価率の増減を勘案した調整率を乗じることを可能とする。(省令改正を経て令和3(2021)年4月施行予定)

<DBの財政>



<個人の給付>



⑤令和4(2022)年4月施行

DCの受給開始時期の選択肢の拡大

【現行】

- 確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))については、現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できる。

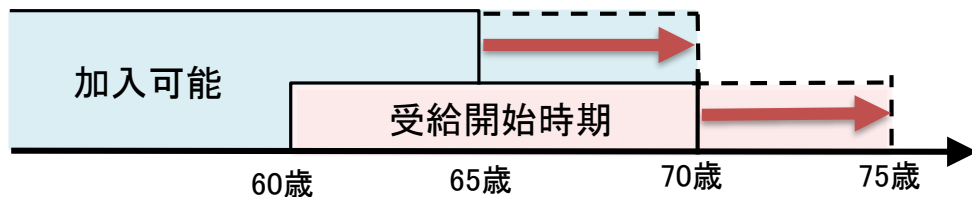
【見直し内容】

- 公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、上限年齢を75歳に引き上げる。

【DCの加入可能年齢の引上げ(※)と受給開始時期の選択肢の拡大】

<企業型DC>

現行は65歳未満が拠出可(65歳→70歳)(※)



現行は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳)

<個人型DC(iDeCo)>

現行は60歳未満が拠出可(60歳→65歳)(※)



現行は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳)

※ 企業型DC・個人型DC(iDeCo)の加入可能年齢の引上げは令和4(2022)年5月施行

⑥令和4(2022)年5月施行

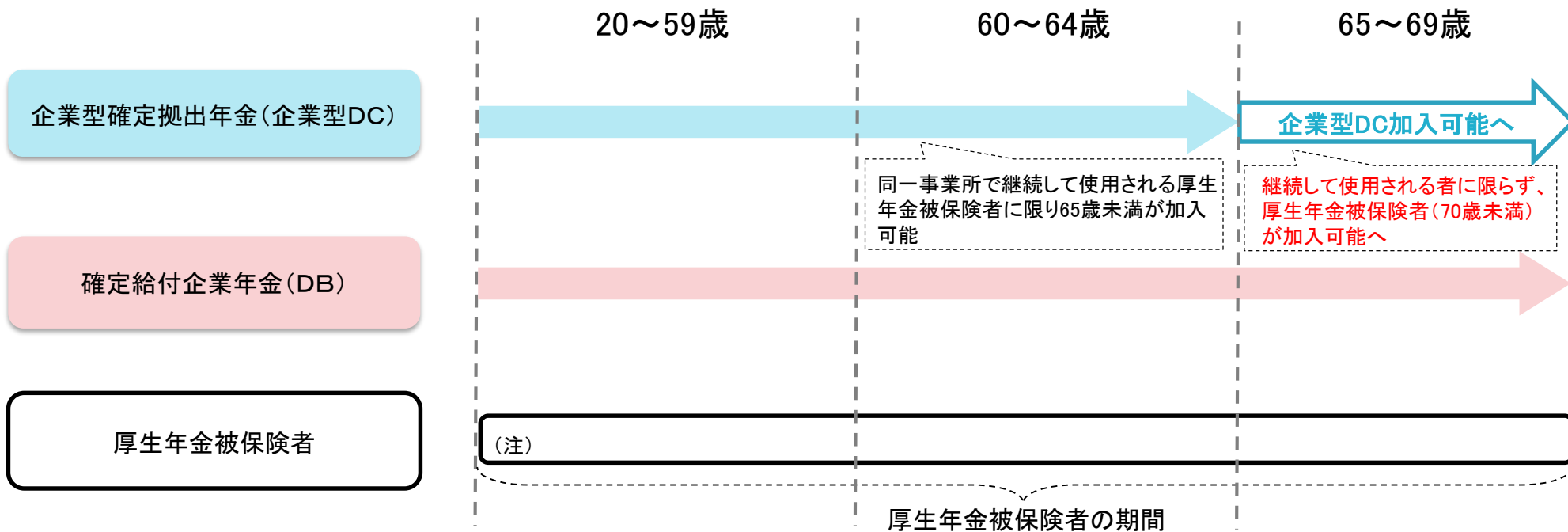
企業型DCの加入可能要件の見直し

【現行】

- 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型確定拠出年金(企業型DC)については、現行は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができる(60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる)。
- 一方、同じく退職給付制度である確定給付企業年金(DB)については、このような年齢や同一事業所の要件はなく、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者とするすることができる。

【見直し内容】

- 企業型DCについて、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、DBとの整合性を図るため、**厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者**とすることができるようにする。



(注)20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は厚生年金被保険者となる。

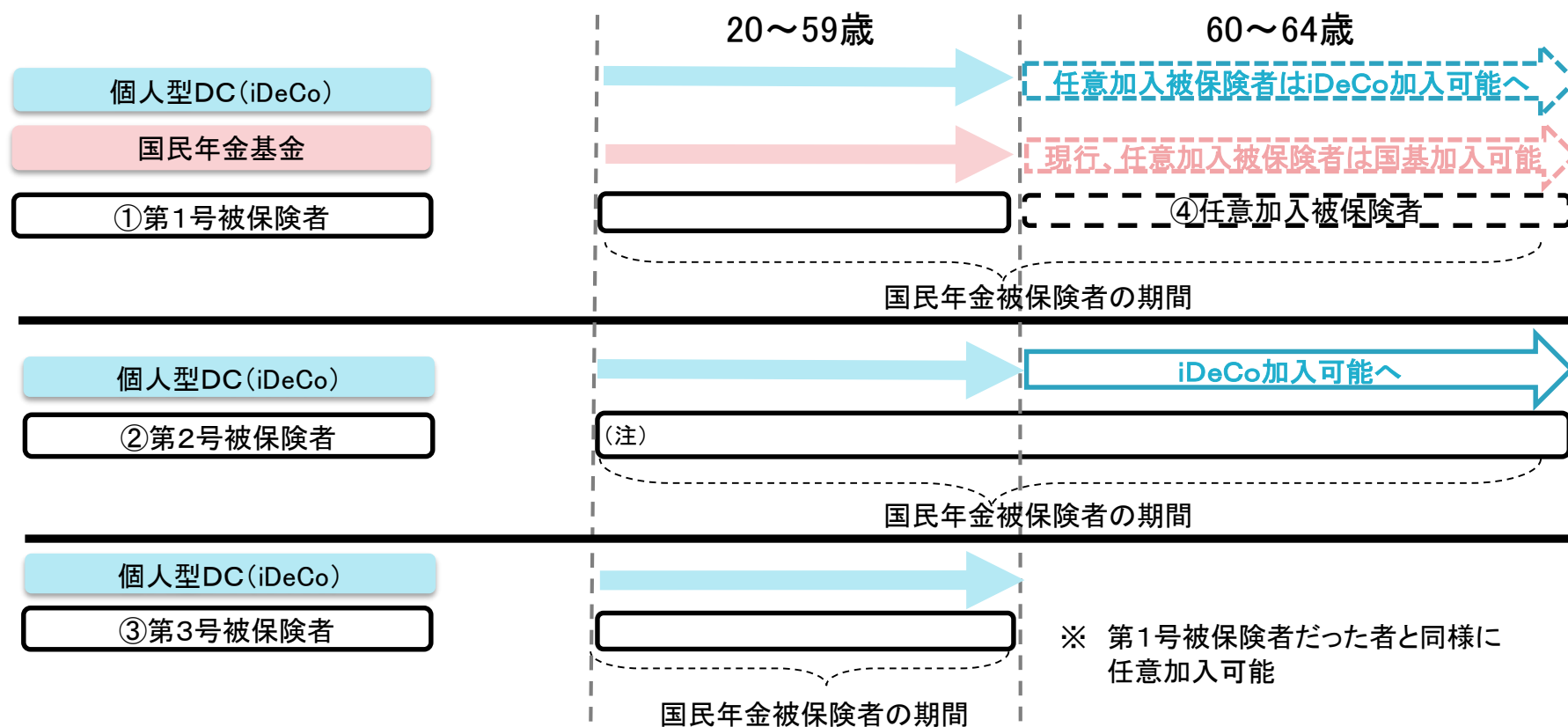
個人型DC(iDeCo)の加入可能要件の見直し

【現行】

- 老後のための資産形成を支援する個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))については、国民年金第1号被保険者と企業年金のない国民年金第2号被保険者のために、60歳まで加入して掛金を拠出でき60歳以上で受給できるという上乗せ年金の制度としてスタートしたが、平成29(2017)年1月、企業年金のある国民年金第2号被保険者と国民年金第3号被保険者まで加入可能範囲が拡大され、被保険者種別にかかわらず国民年金被保険者を包括する制度となった。
- 現行は国民年金被保険者の資格を有していることに加えて60歳未満という要件があるため、国民年金第2号被保険者や国民年金の任意加入被保険者であって60歳以上のものはiDeCoに加入できない。一方、同じく上乗せ年金である国民年金基金については、このような要件がなく、国民年金被保険者(第1号被保険者・任意加入被保険者)であれば加入可能となっている。

【見直し内容】

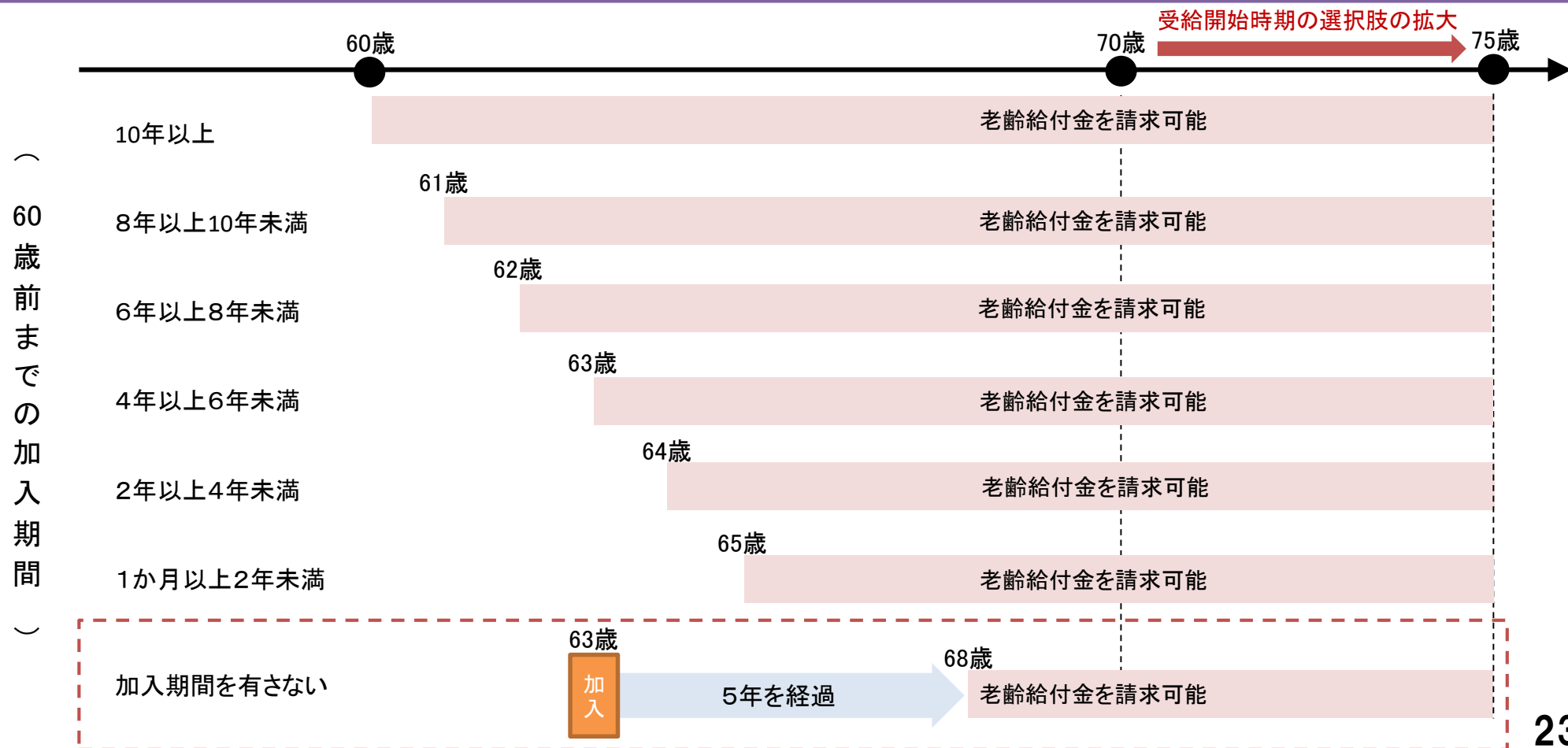
- iDeCoについて、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、**国民年金被保険者であれば加入可能**とする。



(注)20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は国民年金第2号被保険者となる。

【参考】DCにおける老齢給付金の受給開始時期

- 現行では、10年以上確定拠出年金(DC)に加入している場合は60歳から老齢給付金の請求が可能だが、DCの加入期間が10年に満たない場合、老齢給付金を請求可能な年齢が最大65歳まで引き上がる仕組みとなっている。
- これは、拠出と受給の時点があまりにも近い場合には、単純な貯蓄と変わらなくなってしまい、制度の趣旨にそぐわないものになってしまうことから、このような制約が設けられている。
- 60歳前までの加入期間が1か月(～2年未満)と短い場合には60歳から65歳までの5年間は老齢給付金の支給の請求ができないこととなっているが、この取扱いとの公平を図り、60歳前までの加入期間を有しない者については、企業型年金加入者となった日から5年を経過したときに老齢給付金の請求ができることとする。

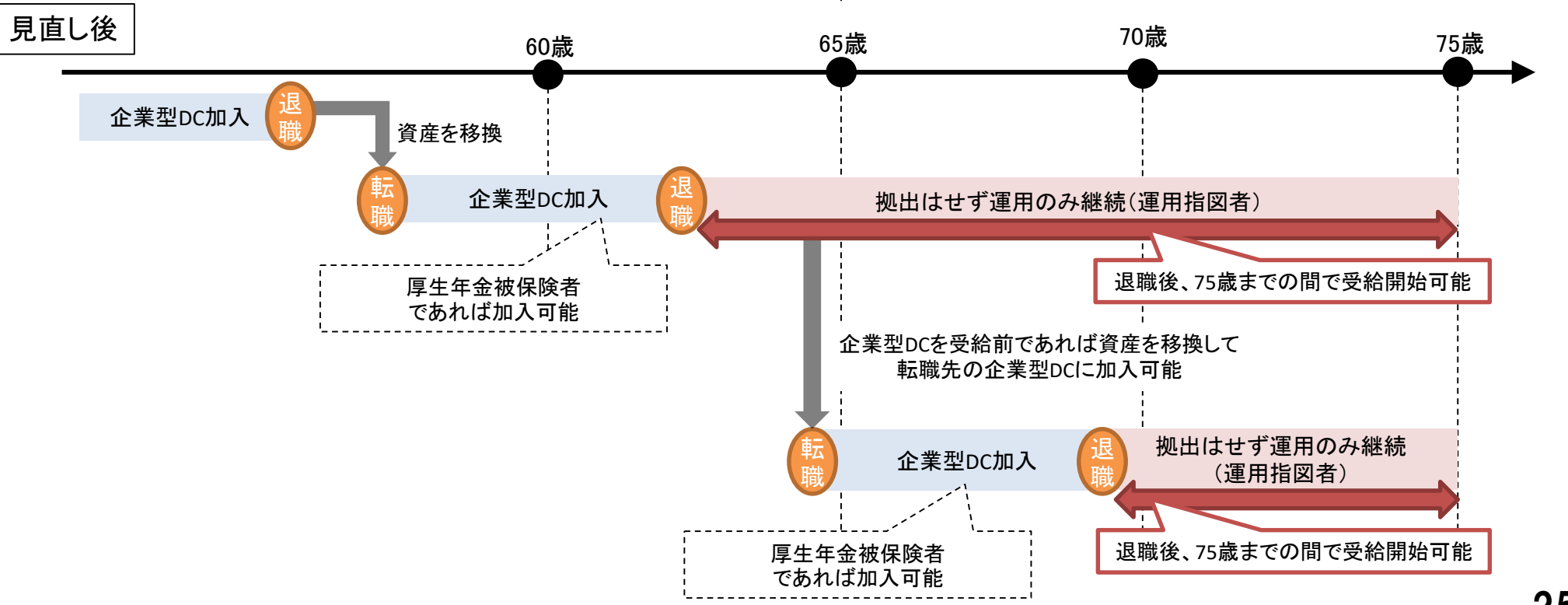
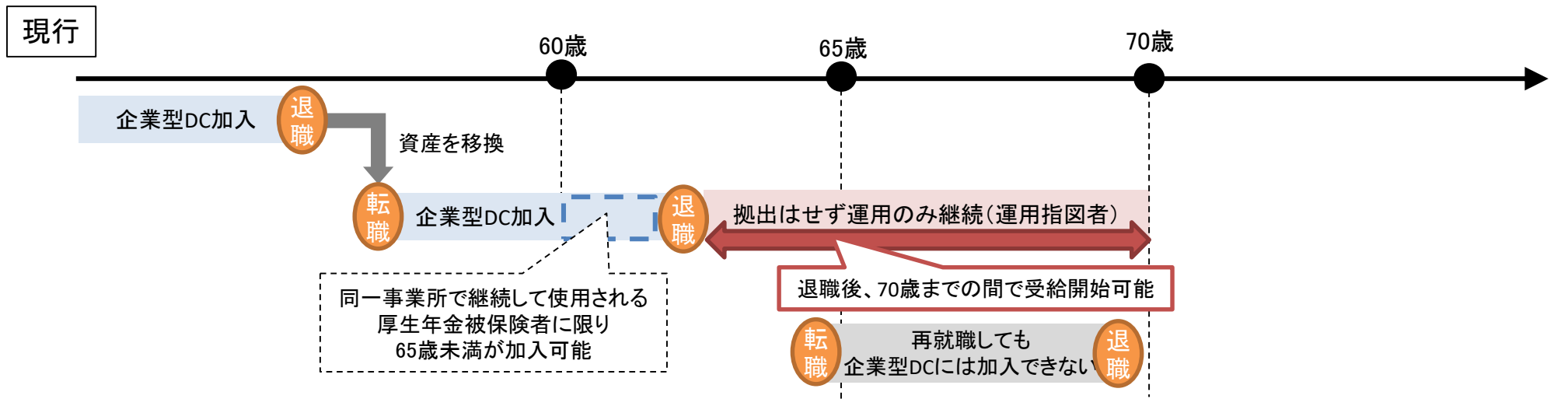


【参考】DB・DC・公的年金を受給した後のDB・DCの加入の可否

	確定給付企業年金(DB)	企業型確定拠出年金 (企業型DC)	個人型確定拠出年金 (個人型DC)
DB・DCの老齢給付金を受給した場合	○ DBは企業ごとに掛金と運用益が管理され、支給要件を満たした者にその資産から支給。 <u>複数企業からの支給(加入者にとっては受給)も可能。</u>	× 一人一つの個人別勘定に掛金と運用益を積み上げていく。 DCの受給を開始すれば <u>加入不可</u> 。 ※ 企業型DCと個人型DCの勘定を一つずつ計2つ持つことができる	×
公的年金を繰上げ受給した場合	○ 事業主が従業員のために実施する <u>退職給付制度</u> であり、 <u>企業年金(DB・企業型DC)の加入は従業員個人の公的年金の受給の有無を問わない。</u>	○	× 公的年金を繰上げ受給すれば <u>加入不可</u> 。

※ 公的年金とは、老齢基礎年金・老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含む。)をいう。

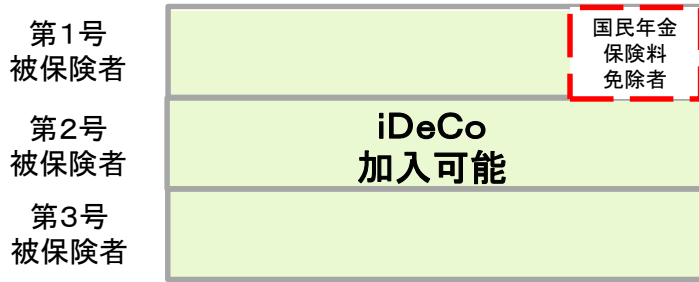
【参考】DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大後(イメージ)



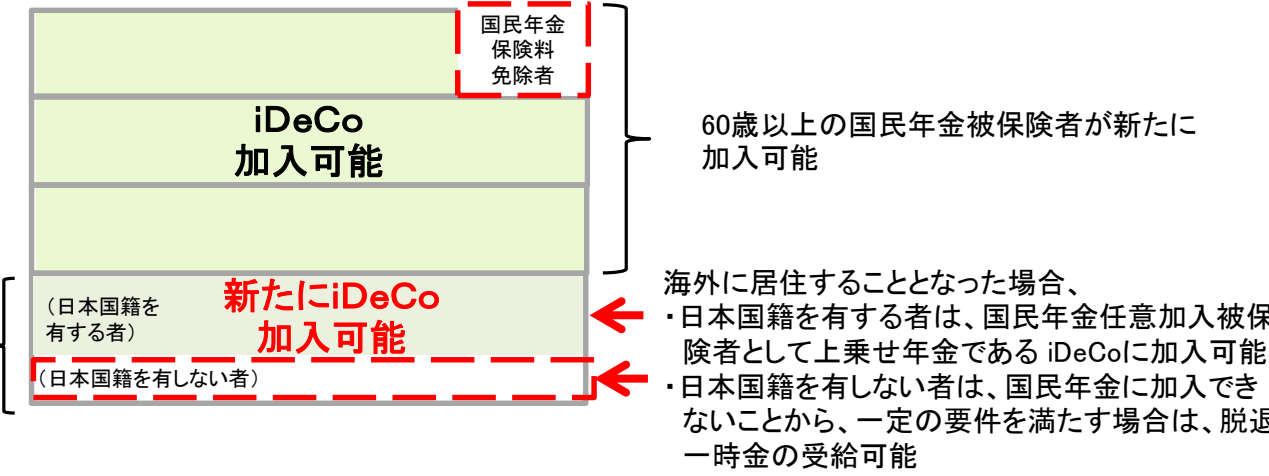
個人型DC (iDeCo) の加入可能要件と脱退一時金の受給要件の見直し

	現行	見直し内容
個人型DCの加入可能要件	○ 60歳未満の国民年金被保険者(第1・2・3号)に限られている。	○ 60歳以上の国民年金被保険者や、海外に居住する日本国籍を有する国民年金任意加入被保険者にも拡大する。
個人型DCの脱退一時金の受給要件	○ 個人型DC (iDeCo) の中途引き出し (= 脱退一時金の受給) が例外的に認められているのは、国民年金の保険料免除者であるものに限られている(保険料免除者は国民年金の保険料を納付していないことから、iDeCoへの加入が認められず、年金資産を積み増すことができないため)。 ○ iDeCo加入者が海外に居住して国民年金被保険者(第1・2・3号)に該当しなくなった場合、iDeCoに加入することもできず、保険料免除者に該当することはなく中途引き出しもできない。	○ 国民年金被保険者となることができない者で、一定の要件を満たす場合(※)には脱退一時金を受給できるようにする。 ※ 通算の掛金拠出期間が短いこと又は資産額が少額であることなど。 ⇒ 日本国籍を有する者は、国民年金任意加入被保険者として上乗せ年金であるiDeCoに加入可能となるため、新たに脱退一時金が受給できるようになるのは、日本国籍を有しない者で海外に居住する者

<現行>



<見直し内容>



 脱退一時金が受給可能

DCにおける中途引き出し(脱退一時金)の改善

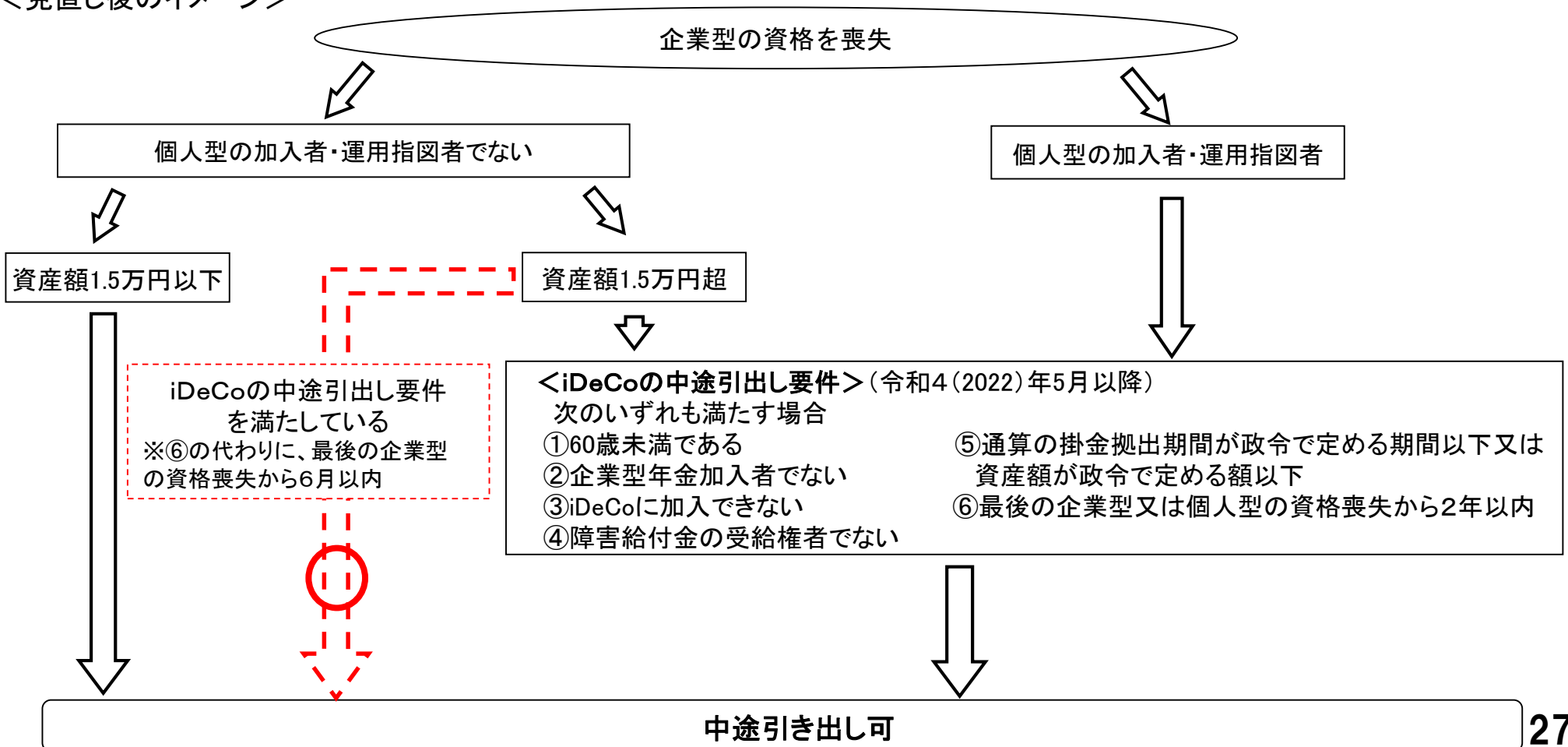
【現行】

- 企業型DCから中途引き出しをする場合、資産額が1.5万円超の者はiDeCoに資産を移換する必要があり、その際には手数料が発生する。

【見直し内容】

- 企業型DCの加入者であった者が「iDeCoの中途引き出し要件」を満たしている場合は、iDeCoに移換しなくても直接脱退一時金の受給を認める。

<見直し後のイメージ>



制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)の改善

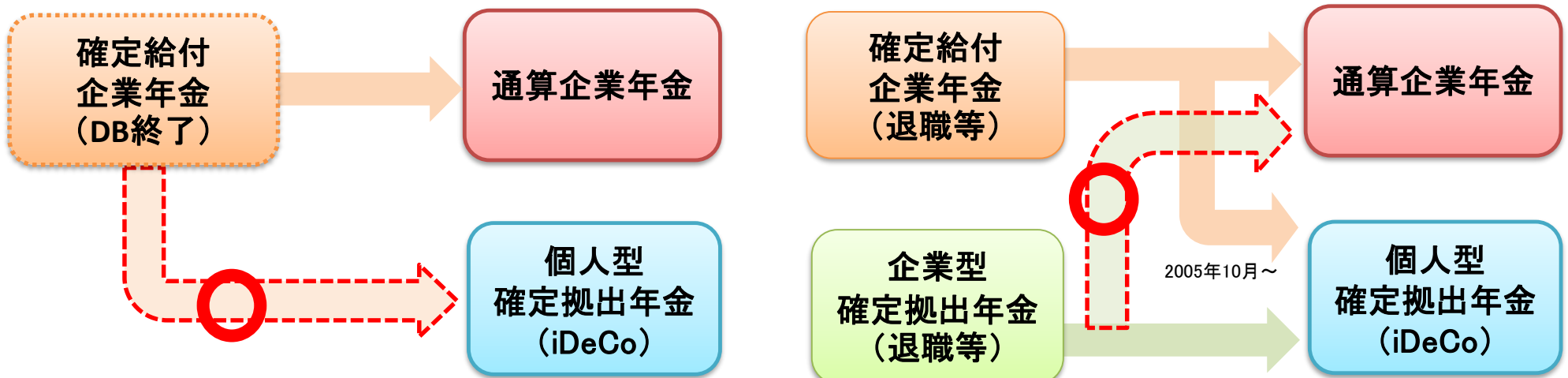
【現行】

○ 制度間のポータビリティとは、個人の転職等の際に制度間の資産移換を可能とするものであるが、より多くの制度間のポータビリティを拡充することで、個々人の選択肢が広がるなど、継続的な老後の所得確保に向けた取組を行いやすい環境となることから、これまでに平成16(2004)年と平成28(2016)年の法改正で資産移換を可能としてきた。

【見直し内容】

○ 制度間のポータビリティは順次拡大されてきたが、一部に不十分な点が残ることから、引き続き、移換手続の改善を図る。具体的には、終了した確定給付企業年金(DB)から個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))への年金資産の移換と、加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金(企業型DC)から通算企業年金(※)への年金資産の移換を可能とする。

(※)「通算企業年金」とは、DBや企業型DCが共同で設立し会員となっている企業年金連合会が、退職者等向けに運用する年金の一つ



(※)DB(約940万人)と企業型DC(約690万人)に同時に加入している者が約410万人いる

<参考>「通算企業年金」と「iDeCo」の相違点

通算企業年金	通算企業年金は、移換された資産を企業年金連合会が運用し、移換時の年齢に応じた予定利率(0.5%~1.5%)で付利される仕組み。原則、65歳からの受給で(60歳からの繰上げ受給も可能)、80歳までの保証期間付き終身年金(やむを得ない事情等により一時金の選択も可能)。
iDeCo	iDeCoは、加入者個々人が運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る仕組み。 現行、60歳以上70歳以下の任意の時点で請求可能。年金か一時金かを受給権者が選択可能。

⑦令和4(2022)年10月施行

企業型DC加入者の個人型DC (iDeCo) 加入の要件緩和

【現行】

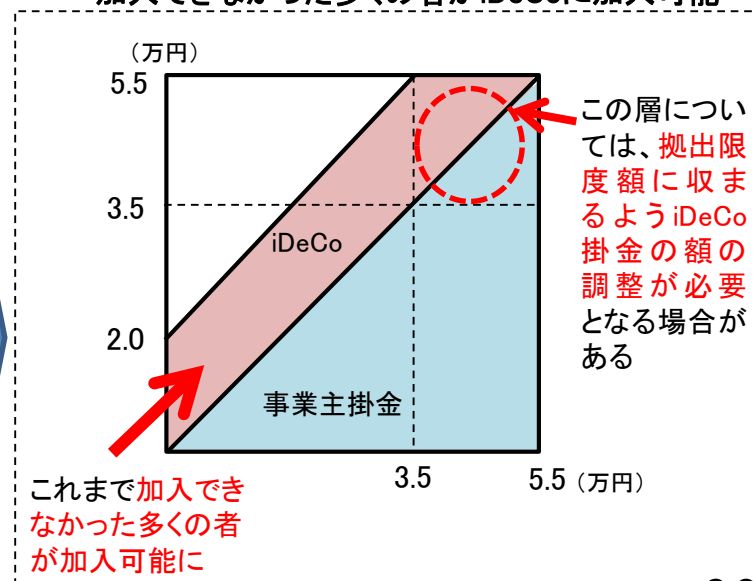
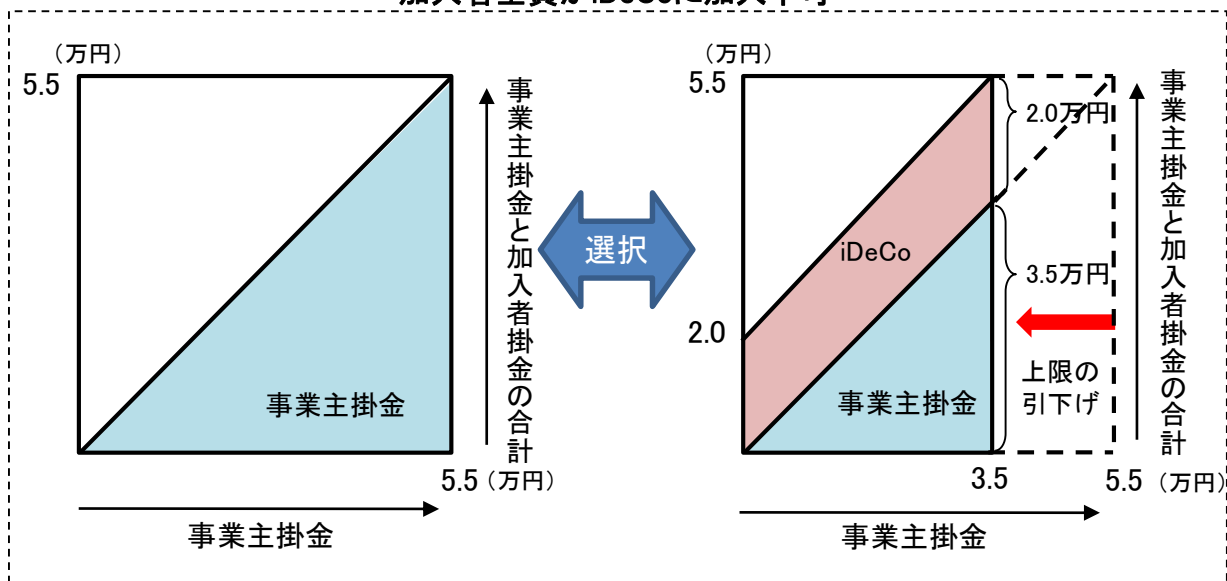
- 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額(DC全体で月額5.5万円以内)の管理を簡便に行うため、現行はiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。このため、ほとんど活用されていない現状にある。
 - ・ 企業型DC加入者のiDeCo加入を認めている事業主は、平成31(2019)年3月末現在、事業主の約4%。
 - ・ 事業主掛金の上限を引き下げない限り、当該企業型DCの加入者全員がiDeCoに加入できない。
 - ・ 一方、確定給付企業年金(DB)のみの場合は、規約の定めなく、従業員はiDeCoに加入可能。

【見直し内容】

- 掛金の合算管理の仕組みを構築することで(※)、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、**全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるように改善を図る。**
- (※) 事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトに表示する。

＜現行＞iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員がiDeCoに加入不可

＜見直し内容＞規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がiDeCoに加入可能

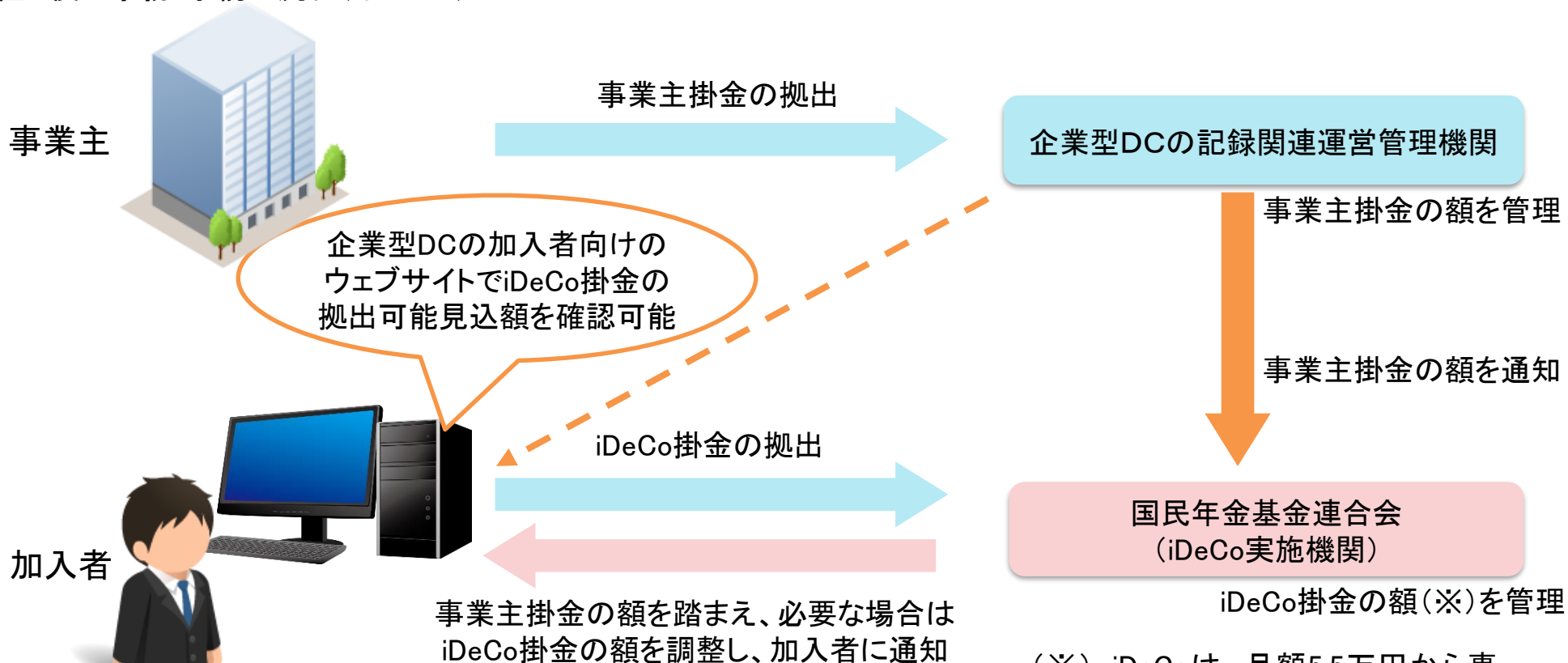


※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

【参考】事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組み

- 企業型DC加入者について、事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築することで、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額(DC全体で月額5.5万円以内)から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるように改善を図る。
- 具体的には、事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。
- また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトに表示する。

<見直し後の事務・手続の流れ(イメージ)>



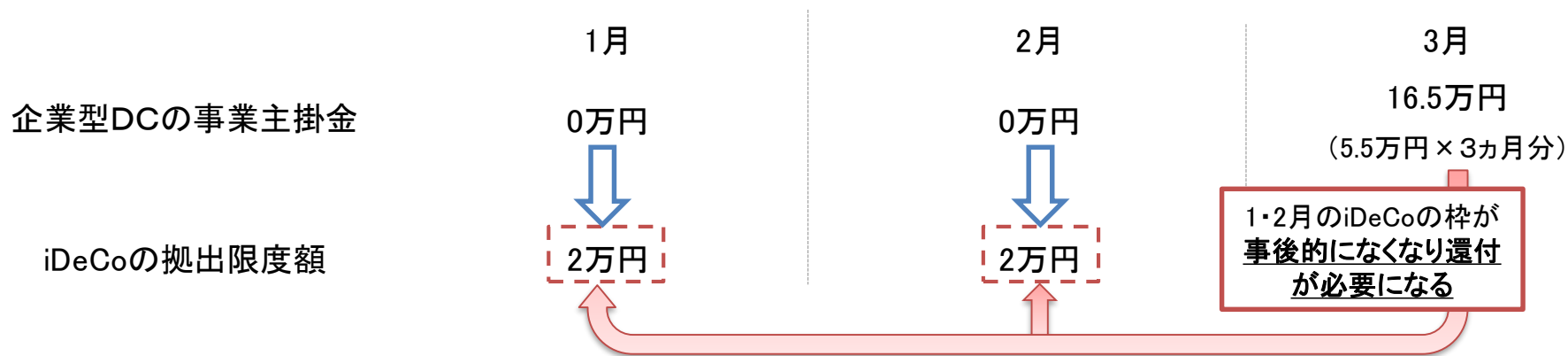
※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、2.0万円→1.2万円

(※) iDeCoは、月額5.5万円から事業主掛金を控除した残余の範囲(月額2.0万円以内)で拠出可能

年単位化を導入している場合の取扱い

- 今回の見直しにより、企業型DC加入者はマッチング拠出を実施している加入者やその他の政令で規定する場合を除き、原則として、全体の拠出限度額(DC全体で月額5.5万円以内)から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できることとなる。
- その際、企業型DCの掛金が、①毎月拠出ではない場合、②月の上限額(5.5万円)を超えて拠出する月がある場合、といった政令で規定されている、いわゆる「年単位化」の制度を導入している場合には、ある月のiDeCoの拠出限度額である「全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余」がその月内に確定しないこととなる。
- 年単位で企業型DCとiDeCoの掛金を調整しようとする、
 - ・ 例外的な年単位化への対応のために大規模なシステム改修を要すること
 - ・ のちに事業主掛金が増額された場合にはiDeCo掛金の還付が生じるなど制度・実務が複雑となること等を踏まえ、企業型DCの掛金又はiDeCoの掛金が年単位化している場合の取扱いを検討する。(政令事項)

<企業型DCの掛金が年単位化されている場合(イメージ)>



※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、2.0万円→1.2万円

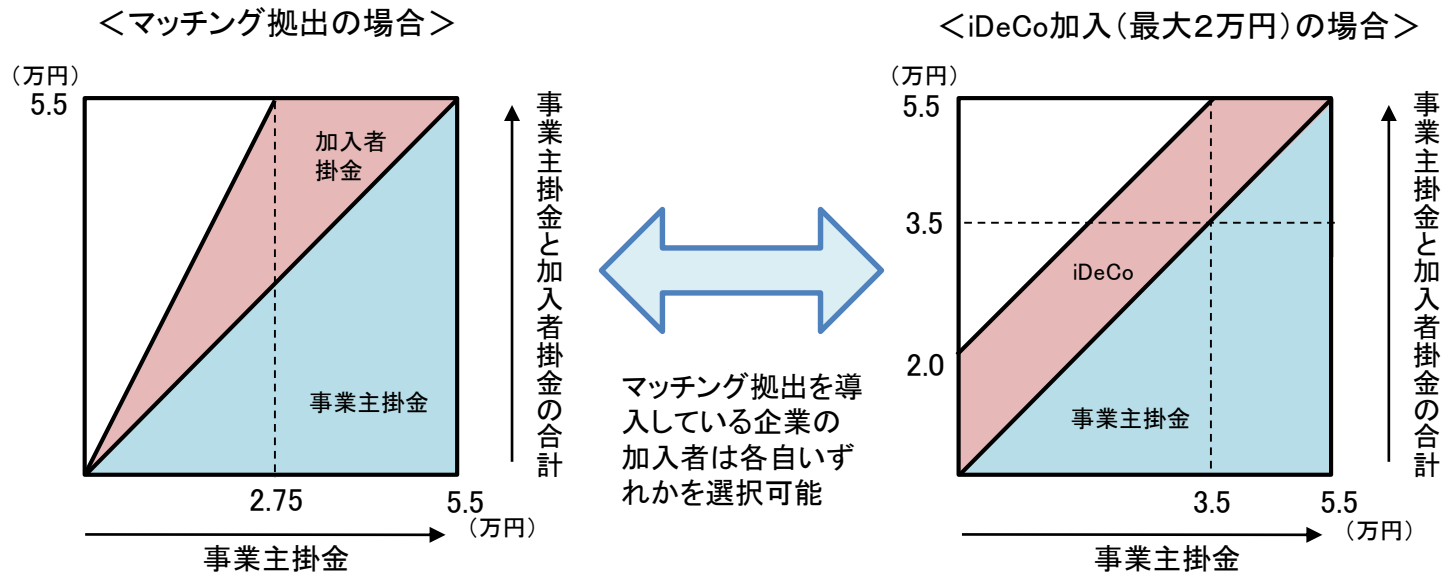
企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択

【現行】

- 事業主がマッチング拠出を導入している場合、現行は当該企業の企業型DC加入者はマッチング拠出しか選択肢はなく、iDeCo加入を選択することはできない。

【見直し内容】

- 規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、企業型DC加入者がiDeCoに加入できるように改善を図ることに併せて、マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようにする。



※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円